



HACHINOHE GAKUIN
KOSEI HIGH SCHOOL

ご寄付のお願いについて

八戸学院光星高等学校 硬式野球部 選抜高等学校野球大会出場

(光星学院イノベーションプログラム (基金) 教育支援)

立春の候、皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本学院の教育活動に格別のご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、八戸学院光星高等学校硬式野球部は「第96回選抜高等学校野球大会」への出場権を獲得しました。春の甲子園の土を踏むのは5年ぶり11回目となります。これもひとえに皆様の温かいご声援の賜物と改めて厚く御礼申し上げます。

つきましては、東北地区の代表として全国制覇を目指し、郷土の皆様の期待に応えられるよう支援体制を整えたく存じます。厳しい経済状況の折、誠に恐縮に存じますが、何卒お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

学校法人光星学院 理事長 法官 新一

1.ご寄付の方法について

(1) お振込みによるご寄付 金融機関の窓口・ATM・インターネットバンキング等をご利用ください。

【振込先】[銀行名] 青い森信用金庫白銀支店 (普通)0140134

【口座名義】 学校法人光星学院 光星学院イノベーション基金 代表 法官新一

(恐れ入りますが振込手数料についてはご負担ください)

※税制上の優遇措置をご希望の方は、最寄りの信用金庫で専用の振込用紙をご利用ください。

(2) 現金によるご寄付

お手数ですが、光星高等学校事務室までお届けください。

※ご連絡をいただければ本校職員がご寄付をいただきにお伺いいたします。

光星高等学校事務室 0178-33-4151

2.税制上の優遇措置について

ご寄付は税額控除の対象となります。詳細については裏面をご覧ください。

令和6年2月

八戸学院光星高等学校甲子園出場教育支援協賛会

会長	八戸学院光星高等学校硬式野球部父母会会長	小笠原 慶一
副会長	八戸学院光星高等学校硬式野球部 OB会会長	山口 智矢
副会長	八戸学院光星高等学校校長	中村 良寛
副会長	八戸学院光星高等学校後援会会長	北向 一夫
副会長	八戸学院光星高等学校同窓会会長	安井 基悦
副会長	八戸学院光星高等学校父母と教師の会会長	西塚 敏幸
相談役	学校法人光星学院理事長	法官 新一

税制上の優遇措置

学校法人光星学院は文部科学省より寄付金募集に関わる特定公益増進法人および税額控除対象法人の証明書交付を受けており、本法人に対するご寄付は税制上の優遇措置を受けることができます。(下記参照)

個人

所得税の控除

税額控除または所得控除のいずれかを選択し、確定申告を行うことで所得税が還付されます。

税額控除

寄付金額が年間 2,000 円を超える場合、超えた金額の 40%に相当する額が当該年の所得税から控除されます。

▼ 計算例 寄付金額 3 万円の場合
 $(30,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{控除額 } 11,200 \text{ 円}$ (所得税額の 25%が限度)

所得控除

寄付金額が年間 2,000 円を超える場合、超えた金額が総所得から控除されます。

$\text{寄付金額 (所得の 40\%が上限)} - 2,000 \text{ 円} = \text{総所得から控除}$

法人

法人税法上、支出した寄付金を一定の割合で損金に参入することが認められています。

特定公益増進法人

寄付金の一定限度額まで損金算入ができます。

$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2 = \text{損金算入限度額}$

▼ 計算例 資本金等の額 1,000 万円、当該年度所得 260 万円の場合
 $(10,000,000 \text{ 円} \times 0.375\% + 2,600,000 \text{ 円} \times 6.25\%) \times 1/2 = 100,000 \text{ 円}$

※限度額を超える部分の金額は、一般の寄付先への寄付として損金算入ができます。



ご注意ください



税制上の優遇措置をお受けになる方で振込を希望される場合は、振込依頼書に必要事項(氏名・住所・TEL等)をご記入のうえ、最寄りの信用金庫窓口よりお振込みください。

(振込手数料は振込人負担となります。)